

国家戦略特区の区域計画の認定について

平成28年10月4日に開催された「国家戦略特別区域諮問会議」（議長：安倍晋三 内閣総理大臣）を経て、先の区域会議で作成された本市の国家戦略特区の区域計画（案）が、同日付けで内閣総理大臣により認定されました。

記

○ 認定された特区事業の概要

- ・ 滞在施設の旅館業法の適用除外（特区民泊）

国家戦略特別区域法第13条第1項に規定する特定認定を受けた者が、北九州市内（第一種・第二種低層住居専用地域、市街化調整区域）において、海外からの観光客等の滞在に適した施設に係る外国人滞在施設経営事業を行う。【平成29年1月より実施】

- ・ 特産酒類の製造事業（構造改革特区）『汐風香る魅惑のワイン特区』

農業の6次産業化や新たな地域ブランドの創出による観光振興等を図るため、酒税法の最低製造数量に係る基準を緩和する特例を活用して、果実酒の製造免許を受けた者が、北九州市の特産物であるブドウを原料とした果実酒を製造する。

以上

【連絡先】

企画調整局地方創生推進室

電 話 093-582-2904

担 当 中島、福田